

# 「解放令」 反対一揆研究の前進のために

上 杉 聰

## はじめに

「解放令」 反対一揆は、被差別部落が成立して以来、最大の差別事件の一つだと思つて居る。ところが、農民が大変な差別事件を起こしたということに対して、それをどのように評価するかということには、大変むずかしい問題が含まれています。そういう点で、この「解放令」 反対一揆に対して、どのような事実があったのかということよりも、むしろ、どのように解釈するのかという、歴史的評価というものが、先行しまして、歴史的・事実に関して、緻密な検証、発掘がなされていないということがあります。

本日、報告します内容は、既に、五月、部落解放研究所の歴史部会で報告しました。

時間的な問題もありますので、本日は、歴史的・事実の発掘に関して、全国的に、そして積極的に、発掘のための研

究を前進させるために問題提起をするというかたちに限定して、主に報告していきたいと思つます。

## 一、概説書・教科書の記述について

レジュメにもかいてありますように、部落史上最大の差別事件の一つである「解放令」 反対一揆を過小評価ないし、歪曲しようとする研究動向があります。現在は、ほとんど忘れさろうとするうごきさえあります。

最近の部落問題に関する概説書などを読みますと、ほとんどふれられていません。あったとしても、このような事実があったということをサラッと書くという事態になっています。とりわけて、残虐な襲撃の事実があったことについては、ほとんどふれられていないという状況があります。

それから、教科書ということで『にんげん』をあげていきますけれども、『にんげん』（中学生、一〇訂版）の記述

をみますと、最後の解説のところ、七行ほどふれられているくらいです。

一般の教科書を見ますと、山川出版から出されています高校『詳説日本史(新版)』の中に、わずか一行「解放令」反対一揆もあったという記述だけなんです。もちろん、部落問題全体の記述が少ないわけですから、そういう記述がないことも当然といえますが。

数年前から起こっております、世界史の教科書における侵略の記述の問題があります。朝鮮や中国やあるいは沖縄から、ずい分と問題点が指摘されました。ところが、我々も、部落問題における大変に重要な事件について、解放運動の側から物申すことも可能ではないかと思っております、現在も明確にされていないために、その点、研究者の弱さから、教科書の検定制度に対してこういう方面からの追求が鈍くならざるを得ない状況があると思っております。

## 二、「解放令」反対一揆の研究史

話しは前後しますが、こうした「解放令」反対一揆の評価は、戦後すぐからあったわけではありません。研究史のところにいっていきませんが、一九五三年、岡映「血ぬられた部落史—美作地方所謂『エタ征伐』一揆覚書」、『部落』第四

五号)が出されて以降、「解放令」反対一揆に対して非常に熱心な研究が行われています。

(史料1) 岡映「血ぬられた部落史」(前出、一九五三年) 勝田郡の津川原部落の如きは、「即死男一人、女七人、負傷一〇人、家屋の焼亡二百二戸に及べり」と記録されているのである。(中略)

現在もなお、美作地方の未解放部落民衆に、「恨みの日」として記憶に留めさせている「エタ征伐」談は……

これに続いて、原田伴彦先生が、同四七号で、「解放令に伴う播州農民一揆」という論文を発表しています。

こうした状況をさらに反映しまして、戦後初めて出された通史である『部落の歴史と解放運動(旧版)』(一九五四年、藤谷俊雄)の中にも、近代の項に、「解放令」反対一揆の生々しい襲撃の記録があります。それから、一九六五年に『(新版)』が出されて、さらに、その内容が豊かに記述されました。

ところが、一九七〇年頃から、全体におかしくなりまして、特に、馬原鉄男さんの『日本資本主義と部落問題』(一九七一年)が出る前後から、様相がかなり一変するような事態になっていきます。その原因が、馬原さんの論文にあるかどうかは別にしましても、この時期に「解放令」反対一揆に対する大きな転換があります。その結果が、どのよ

うになったのかということを見てもいい。

(史料2) 岡映「美作血税一揆から何を学ぶか」(美作部落問題研究会『美作血税一揆』上、一九七三年講演速記) 一揆としましてもこの事件は非常に大きな事件であったと思います。当時の北条県庁からは、関係部落が炎々と燃えあがるのが見えたということ、県庁の役人が、新政府への注進状に書いておるといふことを見ましても、ひどい状態があったようです。一〇〇年前のことではありませんが、今とちがいで、今ならテレビなんかによりまして、当時の模様を再現して見せてくれましょうけれども、今ではそれができません。私はむしろ、できないことが幸だったと思います。これは幸であったと……。

(中略)

さてこの一揆が美作へ、美作部落住民に何の影響もなかったというのは、これはうそであります。(中略)しかし、農民たちのやったことを、それほど恨みに残すということはなかったのです。そういう記録がないんです。これは、私はすばらしいと思うんですね。

先程、史料1のところでは、この日を「恨みの日」として明確に記述しているにもかかわらず、一九七三年には一八〇度転換させて、もうこんな事態は一切記憶にございませんとということ、自らの記述に墨をぬっているという転

換がなされているのです。

ただし、現在も、原田伴彦先生の『被差別部落の歴史』には、従来と同じように、積極的な記述が続けられています。それが唯一の例外ではないかと思っております。

## 三、「解放令」反対一揆研究の今日的意義

いま、このような問題をとりあげることに、様々な意義があると思っております。一つは、何といたっても、部落史上最大の差別事件の一つを、正當に、歴史的に発掘して評価するということ、それ自身が、まず第一の意義だと思っております。それから、それを部落史の概説的通史の中に位置づけることも、重要な事件ですので大きな意義があると思っております。最後に、現在の運動との関係でみた場合、ねたみ差別などとの関係が強いかとも思っていますが、現在、大変悪質な差別煽動といえますか、差別事件が激発しています。

「解放令」反対一揆といえますと、何故、部落解放反対ないし、部落襲撃が行なわれたかという点、襲撃する側、差別する側の状況もやはり解明しなければならぬという研究だと思っております。しかもそれが、典型的にあらわれた事件です。それを研究することは、現在の解放運動に向けてられている一般社会の中にある根強い差別の問題に光をあ

てることにもなると思うんです。

### 四、「解放令」反対一揆の全体像

それでは、そういう観点から、一体どのような状況が出現したのかというその全体像を明らかにしたいと思うんですが、これに關しましては、先程申しました、馬原鉄男氏の『日本資本主義と部落問題』の中にその概観が述べられています(史料3)。

この中には大変な問題があります。六番目の美作の六年五月二六日から六月一日までのこの事件は、部落の被害では、五一戸破壊、二六三戸焼失というふうに記載されていますが、ここには先程史料1で見ましたけれども、合計二九名の殺傷のぞかれています。意図的かどうかはわかりませんが、人的被害が最も大きかった美作の一揆の中心的部分がけずられています。

この「解放令」反対農民騷擾年表の三番目に、四年の二月に播磨国作用で、階級平等に反対と書いてありますが、これは事実無根なんです。これは、青木虹二さんの「明治農民騷擾年表」の誤りをそっくりそのまま写したためにこうなったんです。馬原鉄男さんの年表というのは、青木虹二さんの年表の中で、部落問題に關係あるものだけを

ぬきただけなんです。しかし、全体をこういう表のあたりで見れたということは一つの成果だと思っんです。それで、私が、新しく作って見ました。表1なんです。合計十八件、私が見ただけで出てくるんです。おそらくもっと出てくると思うんです。

そこで、すこし形式も変えて年表を作ってみました。それが、次に、少し中味についてふれてみたいと思います。

### 五、「解放令」反対一揆の具体像

(1)について、

まず一番目、四年の十月十三日から十六日にかけて、「解放令」が出て直後なんです。姫路、現在の兵庫県の姫路、現在の一揆が起っています。概要は、「解放令」等に反対して神東郡辻川村に発した一揆が、市川筋を南北二手に分れて進み、南は姫路県庁手前で阻止され、北は生野県庁まで侵入し、要求をのませるといふものです。

ここで重要なことは、この一揆では、部落の直接の被害はほとんどないんですが、生野県庁に「解放令」反対を含めた要求をのませているんです。一時的であるわけですが、これは大変な問題だと思っんです。確かに部落に被害はあ

⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	
6・8 54	6・7 29	6・7 2423	6・7 8・2 62	6・6 2518	6・5 126	5・1 20	5・1 1614	4・12	4・12	4・10 1613	年月日
備後	備後	丹波	備後	筑前	美作	備前	備中	摩磨	土佐	播磨	国名
三上・恵蘇	如可	何鹿	御調・豊田	嘉麻・穂波外	東北条外	津高	英賀	佐田(用)	高岡	神東・神西外	郡名
広島県	広島県	京都府	広島県	福岡県	岡山県	岡山県	深津県	平福領	高知県	姫路・生野県	所管
「新民傲慢」	千害「新民傲慢」	徴兵令反対、小学校費出銭廃止、エタ解放	千害、部落民の作物枯損への復讐「新民傲慢」	米価暴騰、部落を焼き払ったあとと県庁に乱入	徴兵令反対、学制反対、エタ解放反対	右の波及、エタ解放反対	「旧平民と元穢多隔意」エタ解放反対	階級平等に反対	藩主上京反対、外人渡来反対、エタ解放反対	エタ解放反対、年貢減免等、庄屋・豪農宅打ちこわし、生野鉾山局機械焼く	原因又は要求その他
打ちこわし	打ちこわし	強訴	暴動		暴動	暴動	暴動	騒動	打ちこわし	打ちこわし	形態
破壊	一〇戸破壊	なし		多数焼失	五一戸破壊、二六三戸焼失	三〇余戸中、二四戸焼失	三人即死		未遂	なし	部落の被害
	三〇〇人	二千	五百人	十万人	二万六千人		千余人		数千人	五千人	参加人員

(史料3) 「解放令」反対農民騷擾年表

(馬原鉄男『日本資本主義と部落問題』より)

表1 明治初年の部落解放反対騒擾年表

(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)
6 ・ 7 ・ 29	6 ・ 7 ・ 2823	6 ・ 7 ・ 2	6 ・ 6 ・ 2926	6 ・ 6 ・ 2516	6 ・ 5 ・ 126	5 ・ 6 ・ 12 ・ 12
広島	京都	広島	香川	福岡	岡山	大分
広島	京都	広島	名東	福岡	北条	大分
奴可	何鹿	御調・豊田	豊田・三野 多田・阿野 足野・阿野	嘉麻・穂波 靴屋・宗像 下座・上座 御座・夜座 那屋・須座 怡土・早良 土摩・志摩	西々条・西北 南条・北条 勝南・久米 ・英久・北条 ・大庭・真島	海部・大分 大野・直入
西城川の漁に託して集まった川筋村民が「新民傲慢」として部落の襲撃に向う。	何鹿郡第一区を皮切りに、合計五区の農民が各地で断続的に「徴兵反対」などを要求し、最も強硬な第四区七カ村が「新平民を徴多に改めよ」と要求。	「新平民驕傲」「早魁による湖枯れ」等への不満により、神社に集合してのち、屠牛場を襲撃。	三野郡に発した一揆は、各地で農民を参加強制しつつ、区戸長事務所・学校・部落等を焼毀して丸亀・高松方面にむかうが武力で鎮圧。徴兵・屠牛反対等が主因とされながらも、要求書を提出せず。	米相場を伝える烽火をめぐる嘉麻・田川両郡の農民による出入りに端を発した一揆は、福岡全県に拡大し、各地で正副戸長事務所・学校・商家・部落等を焼毀し、ついで一時県庁を占拠するが、官員の必死の反撃で鎮静化、要求は「年貢減免」「徴多従来通り」等とされる。	西々条郡に発した一揆は、戸長・部落・学校等を放火・破壊しつつ各地に伝播し、一部は津山市中に突入を強制的に果せず。以後各地に分散して一揆への参加を強めた村は放火・殺りくし、一部の村々が徴兵反対「徴多是迄通り」等の要求を提出。	大分郡庄内に発した一揆は、説得の官員を竹槍等で殺害しつつ県庁に突入をはかるが、阻止されて市中各地を打ち壊し、のちに「屠牛反対」「物価引き下げ」等の要求を提出し、鎮圧後各地に蜂起が伝播。
三〇〇名	二〇〇〇名	数百名	一万七〇〇〇名処罰	六万四〇〇〇名処罰	二万六七〇〇名処罰	二万八〇〇〇名処罰
一〇戸破壊	不明	屠牛場焼毀	四〇戸焼失 部落へ通じる橋三つを破壊	五五〇〜二〇〇〇戸焼毀	二六三戸焼失・五一戸破壊 九カ村焼失 一八名死亡・一三名負傷	屠牛に関与した一村(元徴多村)が放火される

(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	明治 年・月・日	現在 府県名	当時 府県名	当時 郡名	概 要	参加人員	部落の直接的被害
5 ・ 109 ・ 193	5 ・ 7 ・ 13	5 ・ 1 ・ 2018	5 ・ 1 ・ 1914	4 ・ 5 ・ 12 ・ 15 ・ 6	4 ・ 11 ・ 1	4 ・ 10 ・ 2520	4 ・ 10 ・ 20	4 ・ 10 ・ 1613	年・月・日	現在 府県名	当時 府県名	当時 郡名	概 要	参加人員	部落の直接的被害
宮崎	愛媛	岡山	岡山	高知	愛媛	岡山	広島	兵庫	年・月・日	現在 府県名	当時 府県名	当時 郡名	概 要	参加人員	部落の直接的被害
美々津	石鉄	岡山	深津	高知	松山	真島	広島	兵庫	年・月・日	現在 府県名	当時 府県名	当時 郡名	概 要	参加人員	部落の直接的被害
児湯・那珂	久米	津高	上房・阿賀	吾川・高岡・土佐	温泉	真島	沼田	兵庫	年・月・日	現在 府県名	当時 府県名	当時 郡名	概 要	参加人員	部落の直接的被害
「年貢減免」「屠牛反対」等の要求を掲げて各地で断続的に屯集・示威。	暴行し、田地を取りあげ、家屋を破壊し、御上に訴訟。	右への暴動参加を要請された村民が中心となって、鉄砲・竹槍を携えて「徴多征伐」にむかい、近村に拡大する。	「解放令」以降、不満を感じた村民が部落長一人に暴行し、田地を取りあげ、家屋を破壊し、御上に訴訟。	青年調査・「解放令」等に反対し、番人宅を襲撃しつつ高知に向かうが、指導者山中陣馬の屠腹で自壊。	道後温泉に元徴多の人々が入浴したために、道後町中で打ち払い、元徴多の人々約一〇〇〇人が抗議。	「解放令」に反対し、部落の人々への交際拒否、不売運動のさ中、部落青年一人を打擲。県は「解放令」を撤回する。	一般の店に酒を呑みに来た二人の元徴多の若者を広島町人が殺害。	「解放令」等に反対して神東郡辻川村に発した一揆は、市川筋を南北二手に分れて進み、南は姫路県庁手前で阻止され、北は生野県庁まで侵入し、要求をのまざる。	年・月・日	現在 府県名	当時 府県名	当時 郡名	概 要	参加人員	部落の直接的被害
二万二〇〇〇名	一カ村	五三カ村・四〇〇〇余名	一〇〇〇余名	一八〇〇名	一町	数カ村	不明	五〇六〇〇〇名	年・月・日	現在 府県名	当時 府県名	当時 郡名	概 要	参加人員	部落の直接的被害
不明	一戸破壊 一名負傷	本宅二三戸ほか一カ所破壊・焼失 一名負傷	二村詫(状) 四五六戸破壊 四名負傷・四名死亡	不明	暴行をうける (人数不明)	一名負傷	二名死亡	不明	年・月・日	現在 府県名	当時 府県名	当時 郡名	概 要	参加人員	部落の直接的被害

(17)	6・8・5 6	広島 広島	三上・惠蘇 三次・高田	「新民征伐」の風評が高まる中、盗人が部落に潜伏する噂に襲撃をはじめ、近村一帯に拡大。	不明	一〇戸焼毀
(18)	10 3・2・1825	熊本 熊本	阿蘇	西南戦争が激化する中、地租改正令等をめぐる戸長との対立に端を発し、次第に地主・高利貸等に対する打ちこわしへ発展し、その中で皮革所等を襲う。	八九〇〇名処 分	屠牛場一カ所焼失 皮革所一カ所焼毀 一部落に発砲

(典拠) (1)『兵庫県史料』一八、『太政類典』第二編第一四八巻、『播磨国皮田村文書』、(2)『廿日市町史』資料編Ⅲ、(3)『勝山目録』(長光徳和編)備前・備中・美作百姓一揆史料第五巻、(4)久米郡小屋峠村御用日記(高市光男編著)愛媛部落史資料(一)、(5)『皆山集』第五巻、『維新農民蜂起譚』、(6)『岡山県史料』五四、『三重県史料』二九、(7)『岡山県暴動一件』(一)部落解放研究第三七号、(8)『伝聞記録』(前掲)備前・備中・美作百姓一揆史料第五巻、『岡山県史稿本』上、(8)『三輪田日記』(前掲)愛媛部落史資料(一)、(9)『太政類典』第二編第一四八巻、土屋・小野編『明治初年農民騒擾録』、(10)『大分県史料』一七、石田文四郎『新聞記録集成明治大事件史』、(11)『岡山県史料』四九、『北条県下暴動記』(津山温知会誌)第一五編『代々諸記録』(初屋文書)前掲『備前・備中・美作百姓一揆史料』第五巻、『郷土の文化資料』第五集、『三保村史資料集』、(12)『太政類典』第一五〇巻、『福岡県党民秘録』(一)『日本庶民生活史料集成』第一三巻、『明治癸酉筑前一揆党民竹槍史談』(一)部落解放史ふくおか第三号、(13)『福岡県史』原口頼雄『解放令』と堀口村における居住地域拡張の闘い(一)、『同上』第一三三号、(14)『愛媛県史料』二二・二八、石島庸男『西讃農民蜂起と小学校毀焼事件』(一)『維新変革における在村的潮流』、(15)『広島県史料』一一、(16)『太政類典』第二編第一四八巻、(16)『広島県史料』一一、(17)同上、(18)水野公寿『西南戦争期における農民一揆』、藤本修『部落の歴史』(稿本)。

りませんでした。が、部落の人々がどのような気持でこの一揆を見ていたのかということ。です。

(史料4) 『播磨国皮田村文書』一八八頁

去ル明治四年中庶民は一之御布告当来之節ハ、右村々疑念ヲ生シ、晝夜所々屯集いたし、安黒村ニおるては役筋之者共より食事を相運、高櫓ヲ取持へ、釣鐘ニテ竹槍用意杯と近村々相誘合、其節ハ当御県迄も押出之存意ニテ人氣を醸成し、折節家々村方を燻潰ヌ杯と晝夜申触し、

村内一統恐縮居申所、当市川筋騒氣早速御取押へニ相成申ニ付、其後追々御嚴重之御取札ニ付、漸ク家々村方義一統虎口を相逃れ候。(夫栗郡)

やっこの危険からのがれることができた、この一揆の中で、身を小さくして、震えあがっていたという事態が述べられています。そして、幸いに部落に対する襲撃はありませんでしたが、現実には、「解放令」を撤回させているという事態が重要だと思っんです。

(2)について、

次に二番目に、広島県ですが、一般の店に酒を呑みに来た二人の元革田の若者を広島町人が殺害するという内容で、次のような資料があります。

(史料5) 『廿日市町史』資料編Ⅲ

明治四年末十月十五日革田共当国は勿論大日本国之平人同様之儀被為仰附、郡中之儀は佐伯郡□□村□□□之義は十七日被為仰付一統難有、扱広島町人色々おもひ居申、廿日晚方塚本にうり店へ□□革田若者式人酒ヲのみに参候処、待受居候て担殺申候

(5)について、

それから、高知県ですが、有名な、膏あぶらとり一揆ですが、概要は、青年調査・「解放令」等に反対し、番人宅を襲撃しつつ高知に向かうのですが、指導者山中陣馬の切腹で自壊、というものです。

(6)について、

次に大きな一揆としては、岡山の深津県ですが、「賤業拒否」をした部落に対し「田畑当作拒否」・「不売運動」等で一般農民が対抗し、元穢多頭等を呼出して暴行・殺害のち近村に波及し、鉄砲・竹槍で部落を襲撃するといっものです。

ここでは、詫状をとっておりますが、四名が負傷し、四名が死亡しております。この時は、山から出てくる被差別部落の人々をうしろから竹槍でつき殺すという事態が起っています。

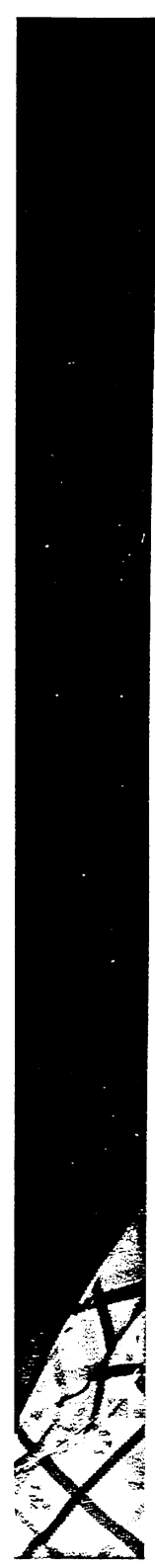
(7)について、

それから右の波及として、次に、津高郡一帯で、広範な「解放令」反対一揆が巻き起っています。部落をあらわにこちらまわって詫状をとっています。これはかなわないといっことで、部落の側が逃げたために、あまり被害が起こっ

(3)について、  
それから、三番目に、岡山県の北部にある真島県ですけれども、概要は、「解放令」に反対し、部落の人々への交際拒否、不売運動のさ中、部落青年一人を打擲、県は「解放令」を撤回するといっものです。

(4)について、

それから四番目、愛媛の温泉郡なんです。道後温泉に元穢多の人々が入浴したために、道後町中で打ち払い、元穢多の人々約一〇〇人が抗議したといっ事件です。



ていないのですが、そのかわり、焼かれた家が多くなっています。

(8)について、

それから、愛媛で、「解放令」以降、不満を感じた村民が部落民一人に暴行し、田地を取りあげ、家屋を破壊し、御上に訴訟するという事態がおこっています。これも資料がほとんどありません。

(9) (10)について、

それから、宮崎、大分では、「屠牛反対」にして一揆をおこしており、次のような資料があります。

(史料6) 石田文四郎編『新聞記録集成明治大事件史』

大分県土民蜂起詳報 (明治六年)

一月十八日、東京日日新聞所載)

中津出張中ノ小倉県官員ヨリ大

分県土民蜂起事件ニ就テノ報告

壬申十二月一日三時頃庄内谷竹白杵佐伯其外近在所々ノ人民大数二三万動揺、府内近在堀切ト申所ノ元穢多村ニ放火、此挙動ハ屠牛ヲ憤怒如此所業ニ及タルベシ。此筋、為説諭罷越候間官員ヲ竹槍ヲ以殺傷ニ及(後略) いわゆる「屠牛反対」といわれていますけれども、現実

に被差別部落は一村焼かれています。これにつきましては、大分の部落史研究会にうかがいましたところ、現実にはそういった伝承が残っているということです。

(11)について、

次に、岡山県北部の美作地方なんです、人的な被害では最大のものとなって、西々条郡に発した一揆は、戸長・部落・学校等を放火・破壊しつつ各地に伝播し、一部は津山市中に突入を図りますが果せず、以後各地に分散して一揆への参加を強制しつつ暴動を拡大、部落から詫状を強要し、拒否した村は放火・殺りくし、一部の村々が「徴兵反対」「穢多是迄通り」等の要求を提出した、という内容です。

表1の「部落の直接的被害」に書いてありますのは、文献の上に書かれてあることだけをとりあげています。あとで、岡山の研究所の方から報告していただきたいと思うんですが、伝承等によると、もっと増えると思うんです。

私なりに調べました部落の被害の概略をみますと、次の表2のように、なります。

また、重要なことは、数だけの問題ではなく、殺害の意味なんです。史料の7ですが、宇治貞蔵という持高二石五斗の斬罪をつけている人が、自供調書を提出しています。少し長いですが、重要ですので、引用しておきます。

表2 「(岡山県)北条県下暴動記」等による岡山県北部の被差別部落の被害

(典拠に記入のないものは同史料による。記述が同史料と異なるものは、他史料の方の数を括弧に入れた)

郡名	部落名	詫状	破壊(戸)	焼亡	負傷	死者	(その他の)典拠
西々条郡	和田村		(四)五	(一)			『岡山県史料』四九
	土居村		二				
	寺元村		一				
	吉原村			七			
	神戸村		(二)九	(一)七			『岡山県史料』四九
	院庄村			七	一		
東北条郡	津川原村			一〇二	一〇	一八	
	下高倉村			四			
	中原村	〇					(伝承)
	藤の木村	〇					
	古城村		一				
久米南条郡	(表木)	〇					
	土居村			二五			
英田郡	五名村	〇		(染吉)一			「代々諸記録」
吉野郡	桂坪村			(一)四			『岡山県史料』四六

勝北郡	粟井中村	○					「代々諸記録」
	豊久田村						「初屋文書」
	勝加茂東村	○					「代々諸記録」
	真加部村	○					「同 右」
勝南郡	穴ヶ谷	○	二				『郷土の文化資料』第一五集
	飯岡村	△(未遂)					「三保村史資料集」
東南条郡	本郷村	○	一三	四一			
久米北条郡	大久保村	○					
真島郡	久世村			全戸			(伝承)宇田川宏『鳥取藩におけ る被差別部落の歴史』
	中管村			全戸			『岡山県史料』四九
総計			五一	計二六三	計一一	計一八	

(※伝承によつてしか確認できないものは、表1「部落の直接的被害」からは除いた。)

(史料7) 『岡山県史料』五一

呼出明治六年八月二十日 美作国東北条郡宇野村農

清蔵長男

宇治 貞蔵

二十四年二月

被殺人即死 山本小一郎母つや・山本権平妻しも・山本

権平女はつ・山本与作女こむめ 此四人疵所身体に数ヶ所あり創痕詳に難記 被傷自縊死 山本小一郎 此疵所身体に数ヶ所有る前同断

一、自分儀当五月二十日兇徒に脅誘せられ竹槍を携へ隨行所々奔走、翌二十八日に至り下津川村にて何れの村

方発意致し候哉、勝北郡旧穰多津川原村之者共穰多号を御廢止之後従前の身分を忘れて予て不礼之仕向不尠、依て右村人家放火可及乱暴趣伝承致し居候内、最早右村人家燃上り候。付ては 穰多共は山手へ退逃潜居罷在は必然に付捜し出し可打懲旨、是又誰之発言とは不覚申喚り候折柄、自分も予て不快の余り其意に泥み同村川田嘉平治申合せ、同日午後五時頃より津川原村山に登り所々探索致し候得共見当不申内、字大庭と申所にて夜に入不案内之道路進退相迫り、且は前日よりの疲相廢し兩人共睡致し、翌二十九日払曉目を覚し立退掛候処、最寄巖窟に潜み居候津川原村山本一郎並同人母つや小一郎兄山本権平妻しも同人女はつ外に山本与作女こむめ右五人を見当り可取押と立向ひ候処、逃去掛候に付忽然殺念生じ矢庭に石を投げ付、旧穰多共を見付候間加勢致し遁す間敷と高声に嘉平治俱に相喚り候処、近傍に居合候其節名前不存戸村大谷類次郎小島伴次郎井上良吉水島寅平驅来り俱々頻りに石を投げ居候内、追に多人數に相成、右小一郎並外四人共頭上其他総身疵所出来出血致し小一郎は疵受候處逃去、「つや」「しも」「はつ」「こむめ」等は右疵の爲め打倒候に付、竹槍を以て右の内はつこの横腹を突及殺害、次にこむめの胸先を同様突立候得共、其節絶

命に至候とは相覚不申候。つや、しもは兇類の内にて追々突殺申候。前書逃去候小一郎は同所より五拾間計り下り候所にて、右疵の苦痛堪兼候哉下帯を樹木に掛け縊死致し居候旨、同類の者より承り右死屍は見不届申候事。

一、同日致帰村候事。  
右の通相違不申上候。以上。

明治六年 宇治 貞蔵

紛擾の際潜匿の者を搜索し之を殺害せんと衆を呼て加勢を乞ひ煽動して死に致す。賊盜律兇徒聚衆衆人を殺死するの造意者を以て論じ、

斬罪

このように、夜を徹して、家を焼かれて逃げまどう被差別部落の人々をわざわざ捜して、ほら穴の中にいるその人たを殺したということです。それだけではありません。その辺り一帯に搜索の手のびて、あちらこちらからつかまえてきて、河原につれ出して、平素温順で、エタの慣習を守っている者については、頭に紙をまきつけて、これは、いいエタだということで、それは釈放する。日頃から、傲慢だとされた人は、その場ですべて虐殺されています。その記述は史料8にあります。

(史料8) 「美作騒擾記」(長光徳和『備前・備中・美作

## 百姓一揆史料』第五卷、二二一七頁

二十九日、勝北郡津川原村新平民部落へ多人数押寄せタリ。是ヨリ先、同部落民ハ既ニ此事アルヲ予知シ、刀鎗其他ノ武器ヲ用意シ、或ハ肥桶ヲ黒ク塗りテ、大砲ヲ備エ付ケタルガ如クニ装ヒ、専ラ虚勢ヲ張り、敵来ラバ何時タリトモ戦フノ意ヲ示シケレバ、去ラヌダニ亢奮セル群集ハ、一増殺氣立チ、荒マジキ勢ヲ以テ押進ミケレバ、新平民等、初メノ程ハ仲々手強ク抵抗シタレドモ、多勢ニ無勢、到底叶ハズトヤ覺リケン、遂ニ同族中ノ富豪ニテ、巨頭タル宰務半之丞及手習師匠朝日八郎へ之ハ新平民ニ非ズ、松原治三郎外三名ハ氏名逸ス、ヲシテ屈服陳謝セシム。群集ハ、之ヲ加茂川ノ辺ナル火葬場ノ傍ナル一陣ノ内ニ押入レ、最初ニ半ノ丞ヲ牽出シ、之ヲ水溜ノ中ニ突落シ、悲鳴ヲ挙グルヲ用捨ナク、鎗ニテ羊刺ニ串貫キ、且ツ、石ヲ投ケ付ケテ之ヲ殺シタリ。夫ヨリ順次ニ、同一方法ヲ用ヒテ五人ヲ殺シ、最後の六人目ナル松田治三郎ニ至ルヤ、隙ヲ見テ逃走セントシ、今一步ニテ加茂川ニ飛ビ入ラントスル所ロヲ、後ロヨリ石ヲ擲チ、之ヲ慘殺セリ。猛リ切ツタル群集ハ、猶之レニ慍ラズ、同部落民ノ家ニ火ヲ放チ、半之丞ノ居宅並ニ土蔵三棟、納屋一棟ヲ焼キ弘ヒタルヲ手初メニ、火ハ次第二次ギカラ次ギヘト焼キ移リ、遂ニ、全部落百余戸ヲ灰燼ニ

帰セシメ、又タ、悲鳴ヲ挙ゲテ逃ゲ迷フ、老少婦女ヲ捕ヘテ、脊ニ藁束ヲ縛シ、之ニ火ヲ放チテ焼死セシムルナゾ、頗ル惨虐ヲ極メタリ。此時、即死十八人、内男十一人、女七人。

現地に行きますと、このときの一揆には二つの通称があります。一つは、「強訴」といいますが、もう一つは、「エッタ狩り」という呼び方が最も適切です。これが、この美作一揆の惨状なんですけれども、この記述が先程の馬原さんの『日本資本主義と部落問題』の中では削られているということです。

## (12)について、

それから、次に、福岡県の一揆です。これは、先程の岡山県の一揆が人的被害が大変はなはだしかったわけですが、福岡の場合は、焼失した家屋が大変に多いということです。ここには、五五〇から二〇〇〇戸と書いてあります。えらく隔りがありますが、最低に見て五五〇戸だということです。つまり、「全戸焼失した」という場合、一戸かも、十戸かも一〇〇戸かもしれないわけです。その場合、一〇〇だと推定して合計するとあとで文句がでると思いますので、

## (13)について、

次に、香川県の場合ですが、概要は、三野郡に発した一揆が、各地で農民を参加強制しつつ、区戸長事務所・学校・部落等を焼毀して丸亀・高松方面にむかい、武力で鎮圧されます。徴兵・屠牛反対等が主因とされながらも、要求書を提出していません。表1に書いた以外に部落の被害については、詳しくはわかっていません。

## (14)(16)(17)について、

次に広島県には、14、16、17とありますが、今のところ屠牛場焼毀、二〇戸破壊、この程度しか部落の被害はわかっていません。

## (15)について、

それから京都、これはまだ不明です。

## (18)について、

熊本では、部落の直接的被害として屠牛場一カ所焼失、皮革所一カ所焼毀、一部落に発砲という事態が起こっています。

大まかなこの「解放令」反対一揆の地域的な拡がりについては、地図として図1を掲げておきます。

一戸と推定しています。そのような計算方法をしているわけで、これ以上、減ることはないが、増えることはあるわけです。概要は、米相場を伝える烽火をめぐる嘉麻・田川両郡の農民による出入りに端を發した一揆が、福岡全县に拡大し、各地で正副戸長調所・学校・商家・部落等を焼毀しつつ、一時県庁を占拠しますが、官員の必死の反撃で鎮静化します。要求は「年貢減免」「穢多従来通り」等とされています。

六万四〇〇〇名が処罰されたということで、大変大きなものです。この一揆でも、「解放令」反対を含む要求を、県が一時的にでものんでいるという状況がどうもあるようです。そういう意味で「解放令」を撤回した一揆の一つに入ると思っていますが、この被害状況に関しては、既に、松崎・秀村両先生はじめ、福岡の部落史研究会の方々によりかなり明らかになっているんですけど、まだ、全容は明らかにになっていないといった方がいいと思っんです。

表3を見て下さい。福岡県下の焼失家屋の状況が書いてあります。今のところ文献的に明らかとなっていないのは、これだけです。もっと増えるだろうと思いますが、これだけしか分かりません。岡山の場合は焼かれている数が、全体で一揆につき三〇〇〇戸ほどだと思っんですが、これはケタが違うぐらい焼かれている可能性があるんです。



表3 明治六年福岡県一揆による部落の被害 (史料により確定できる村名に限定)

郡名	村名	戸数	被害	典拠
早良郡	橋本村	数十戸	焼失	『大政類典』第二編第一五〇巻一〇 同 右
西脇村	数か所以上	焼失		
四ヶ村	不	焼失	同 右	
脇山村	不	焼失		
西油山村	熊崎郷	不	焼失	『農民蜂起譚』 同 右
怡土郡	千里村	四戸以上	焼失	
志摩郡	野北村	不	焼失	『棋屋文書』四八五号 『福岡県党民秘録』 『明治癸酉筑前一揆党民竹槍史談』
那珂郡	堀口村	三九〇戸	焼失	
夜須郡	依井村	約一〇〇戸	焼失	『明治癸酉筑前一揆党民竹槍史談』
	全戸		焼失	

### 六、被害状況のまとめ

以上、十八件ですが、これはこの一年くらい、私が、色々文献をあたって見出し出したものにすぎません。さらに、各地で地域に密着した研究がおこなわれれば、更に、数も増えるでしょうし、被害も更に鮮明になるだろうと思います。

今日の報告を通じて、各地の研究を更に進めていただくことを提起させていただきたいと思えます。

図1によりますと、だいたい京都から西に集中しています。ただ唯一例外としては佐渡に動揺がありますが、ほぼ西日本全県にあるといつてよいと思えます。ない県の方が少ないと思えます。

部落の被害ですが、「解放令」を撤回した県としては、一時的であれ、生野県、津山県、真島県、福岡県と四つの県が撤回していると考えていいと思えます。

直接的被害ですが、先程の一部落一戸として考えた場合、一〇二四戸が、焼かれたりこわされたりしています。

死傷者は、四四名にのぼります。こうした事態が、部落史の叙述から、ましてや、歴史的事実全般から抹殺されているということは、大変、大きな問題だと思っんです。

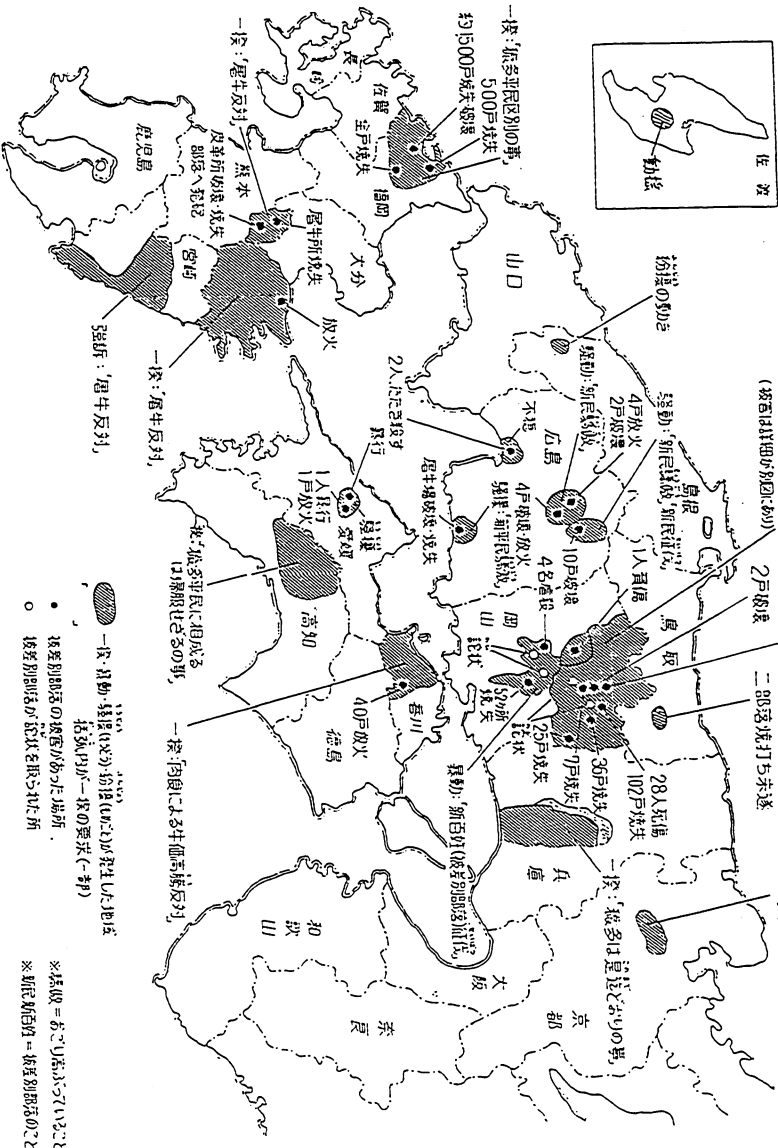
### 七、各騒擾にみえる農民の意識状況

次に、各騒擾に見える農民の意識状況ですが、時間の関係上、かなり割愛してふれなければなりません。

一つは、何故、農民がこのようなことをやったかということですが、まず、部落が傲慢になった、その事態を何とかたき壊さなければならぬということ。岡山である被害をうけた被差別部落のききとりをやったんですが、「何故襲撃されたのか」ということを、学者先生は色々教えてくれますが、私たちは信用していません。何故かというところ、「解放令以降、それまで、道で農民にあつたら土下座をしなければならなかったのが、それを胸をはって歩いた、そのことなんです。店でお金を渡す時は、ザルか何かに入れて渡さなければならなかったのが、それをやめる。よるこんで、庄屋さんのところへ行つて腰かけて話をする。そういったことに対する反感だと私はとらえています」と、というのが生の声です。

それだけじゃなくて、襲撃した方の話しも聞きました。何故やったのかということ、その地方の史実の研究をされている方ですが、「よそでは、絶対しゃべらないで下さい」ということだったんですが、「エッタのやつが、まや

図1 部落解放反対騒擾の地域的広がり



上あがるけんや「たんじゃ」と、語ってられました。

二つめは、部落の人々が、一般社会に交わって行くことに對する拒否反応。つまり、近世では、部落の人達は、社会の下ということだけではなくて、社会の外に排除されているということ。それが村落の共同体に入ってくる、或いは、賤れた人達と見なされた人達が、社会の中に入わって行くということへの拒否反応があったということです。

先程の、愛媛県の温泉郡で、お風臣に入った人々がたたき出されるといふことにも現われていると思うんですが、そのような反応があるということです。

それから、三番目として、大分などの、部落が屠牛馬を開始したことへの反対がありました。

これらの三つの要素は、おのおのの一揆について各一つの要素だということはありません。各一揆は必ず、三つうちの二つ、ないし三つの要素が複合しているということ。それだけではないで、この三つの要素は、よく考えてみると、内的に関連しているということ。屠牛を始めたということ、これは残れの問題とも関連しますし、それから、屠牛というのは、牛を殺すということ、農民の望である牛の値段を高くする、そういう意味で、農民の経済的な困窮の要因にもなるということ。またそれを、一

般農民は「部落の傲慢」と受け取っているのではないかと思われます。

これらの三つの要素が、昂じますと、どのような事態になるのかといえます。一番目の状況が昂じますと、農民のプライドが、部落が傲慢になることで傷つけられた、壊されたということになります。農民としての誇りが、部落により、蹂躪されたという感覚をもちます。或いは、二番目になりますと、部落の人々を社会の外においやっていたのが、交わってくるということ、襲ってくるという感覚に襲われるということです。

それから、部落が屠牛馬を開始したということは、農民に経済的な打撃をあたえるということ、或いは、二番目の問題とも関わってきます。そういう意味での経済的意味のみならず、賤れを社会に持ち込むという危機感になってあらわれているのです。そのようなところから、部落に対する被害者意識をもって、或いは、部落に対する恐れでもって、部落を襲撃しているという、大変重要な意識状況を見ることができず。

いわゆるねたみ意識の問題とも関連すると思えますけれども、「部落のやつを憎くてつぶしていく」というだけではなく、そのままだしていれば、自分たちがやられるという不安に苛まれて部落を襲撃しているということがいえます。

す。

### 八、いくつかの旧説への反論

ところが、こういったかたちで一揆が起こりながら、「解放令」反対一揆というのは、本来なかったものだといいことで、何かの間違ひである、偶発的なものであると、「解放令」反対一揆を過小評価している傾向があります。

1、歎願書に「穢多云々」の項目がないという説  
その一つの根拠として、歎願書の中に「エタ云々」の一項目がないものがあるというものです。ところがこれにつきましても、次の史料を見て下さい。

(史料9) 『大川村資料』第二、七三頁

- 一、伊勢坂不参御詮義之事
- 一、同所より曆不参候ニ付神祭難渋明方不分諸作物種時まさる等入用届候ても不相分事
- 一、穢多平民ニ相成不帰服之事
- 一、近来御触度々相更り地下役共難渋之事
- 一、十八歳より式拾歳迄之者届出之事
- 一、米穀旧相場ニ御引戻之事
- 一、戸税之事
- 一、旧殿様御帰りニ相成候様有度事

- 一、夷人渡来不帰服之事
- 一、神葬祭右同断

これは、表1の(2)に関する新史料ですが、やはり「穢多云々」の入っているものが、新たに発見されました。また、次の史料を見て下さい。福岡県の「福岡県党民秘録」の中に、どう見ても部落に関する嘆願の内容がないものがあります。これは、従来から知られている嘆願書の意味なんです。

ところがこの原物をみておどろいたんです。現物は下段の史料なんです。そうしますと、真中の、点線の中の四つがそうなんです。これが切られてくっついているんです。その四つの要求の中に、「一、穢多平民区別の事」というのがあります。現物をみると、きっちり「解放令」反対の嘆願があります。

こういうかたちで、かなり埋もれているということ、それから、この当時の一揆の要求そのものが、全体的に見て非常に不備です。様々な要求を列挙してあるわけですが、あれもある、これもあるとかきあげているものの中に、たまたま部落問題に関するものが、ぬけおちる場合もありますし、これは「解放令」反対一揆の全般的性格の問題となりますけれども、表1の(2)のように、要求にかかげてな

(史料10) 「福岡県党民秘録」

党民強願ノ大意

- 一、旧曆御用ヒノ事。
- 一、旧知事県令ニ被抑付度事。
- 一、大家ノ士族相当の禄高ノ事。
- 一、七ヶ年ノ間年貢半高被抑付度事。
- 一、旧知事様御帰国ノ事。
- 一、伝信機被廢度事。
- 一、他県ヨリノ官員被相止度事。
- 一、士族卒被立置度事。
- 一、旧知事様黒田播磨外二名ニテ政事御取扱ニ相成候様有之度事。
- 一、地券状并一筆限り帳御取消ノ事。
- 一、散髪御廢止ノ事。

(『公文録』より)

党民強願ノ大意

- 一、旧曆御用之事
- 一、旧知事県令ニ被抑付度事
- 一、大家之士族相当之禄高御渡之事
- 一、七ヶ年之間年貢半納被抑付度事
- 一、士族禄高永代被下度事。
- 一、他之官員御廢し当県貫属ヨリ御人揆之事。
- 一、穢多平民区別ノ事。
- 又一説
- 一、七ヶ年之間半税ニ被抑付度事。

- 一、旧知事様御帰国之事。
- 一、伝信機被廢度事。
- 一、他県ヨリ之官員被相止度事。
- 一、新曆被廢旧曆ニ被復度事。
- 一、士族卒被立置度事。
- 一、旧知事様黒田播磨外二名ニテ政事御取扱ニ相成候様有之度事。
- 一、地券状并一筆限り帳御取消之事。
- 一、散髪御廢之事。

いからといって、部落にたいする襲撃がなかったとは言えないということだ。

## 2、部落を襲撃していないという説

それから、部落を襲撃していない一揆があるという説であります。これが大変重要なことだと思ふんです。といひますのは、例えば、表1の(1)、兵庫県の一揆なんです。これは確かに部落は襲撃していません。しかし、「解放令」を撤回させているんです。或いは、その周辺で被差別部落の人々が、震えてそれを見ていたという光景が先程の史料の中に出てきたと思ひます。

いいたい、権力に対して「解放令」に反対すること、部落に対して、「お前たちは、今まで傲慢になっていたの、その態度を改めろ」と暴力で強制すること、どれだけ本質的なところで差があるのかということ、つまり、政治的な中味として見れば、被差別部落の人達を直接に屈伏させるということ、権力を通じて屈伏させることは、政治的な内容としては全く同じことです。この点を見逃して、一部は権力に対する闘いだから、すばらしいんであって、中に部落問題が入っていても大した問題ではない、というのはどうも間違ひじゃないかと思ひます。

考えてみますと、右翼といえども、やっぱり権力に対して闘うわけですが、どのような中味で闘うのかという事が

問題なんです。「解放令」反対を掲げて権力と闘ったというその当時の状況を無視して、権力に向かっているから部落問題はたいした問題ではないというかたちでの議論があります。ですから馬原さんなんかは、権力と闘っていくと、農民は、自然に部落問題を忘れて、年貢とか他の問題に向かい、闘う中で、農民は部落にたいする差別意識を克服するだろうと簡単に考えるわけです。しかし、右翼が権力に対して闘っていくと、そのうち左翼になるということとは絶対にならないのであって、問題はその要求の中味の点にあるのです。

それではいったい何故、権力に対して直接向かっていく一揆と、部落に直接向かう一揆があったのかということですね。すけれども、「解放令」が出された直後は、未だ「解放令」を撤回させることが可能だと思われていたのです。つまり、まだ布告が出されて時間の経っていない段階なんです。今反対すれば撤回できるかもしれない、という状況なんです。ですからこの当時起こりました大きな一揆、兵庫県の一揆、或いは高知県の一揆、これはどちらも部落を襲撃していません。部落が「増長」する前に、或いは「増長」が始まっているので、早く権力に要求して「解放令」を撤回させようとするものです。ところが、明治の五年、六年頃になりますと、もう権力が簡単に撤回しないということが

はつきりしているわけです。そうすると権力に対する闘いの中で、現実には自分たちが目標とする世界を実現させようとする、こういうかたちで行動するわけです。そのために、最初に大規模な部落襲撃が行われているのは、表1の六番目のものなんです。何故ここから起こっているのかと言えば、これは三重県の飛地から起こっているんです。どういふことかと言いますと、三重県の飛地ですから、「解放令」が伝わるのが、明治四年の十一月頃まで遅れるんです。

これに、反対しようと思えば、三重県まで農民はこのことまた出かけていかなければならなくなるわけです。そんなことをやっている内に目の前で部落の人達は「傲慢」になっているわけです。それをたたきつぶせということから実力行使が始まったわけです。こういうかたちで、権力に対する闘いよりも、眼前にいる部落の方を、これをやる方がずっと早いという場合、直接行動というかたちで進んでいくわけです。ですから、部落を襲撃している、していない、でこの一揆を考えるのではなくて、権力に対してそのような要求をかかげたということ自身問題です。これが、状況に応じて、部落襲撃として現われたり、或いは、権力に対する一揆として訴える、そういうものだと思うんです。

## 3、部落民が一揆に参加しているという説

それから、部落民が現実は一揆に参加しているのではない

かということですが、ところが、現実には、これは充分明らかになっていません。部落が一体どこで参加したのかということとは未だ明らかになっていません。このあたりのことを主張される人はまず明らかにしてほしいんですが、たとえ、参加していたとしても、表1の(1)の場合、部落の人達を一揆の先頭に立てようとしています。つまり、「解放令」に反対して、今まで農民に対して傲慢であったことを詫びる意味からも、一揆の先頭に立てと要求しているわけです。これを拒否したために、先程の津川原の人々は襲撃されて殺されているわけです。福岡の場合も、辻村及び豊臣の部落、四〇〇戸が焼かれていますけれども、これも一揆の先頭に立つことを拒否したからだという伝承が残っています。

それから、この当時の新制反対一揆に共通して言えるわけですが、どうも一揆の目的はよく分からないけれども、という人々をも無理やりに動員する強制力がものすごく強化されているわけです。竹槍をもちだして脅かすだけでなく、一揆に参加しなければ、部落のみならず、一般の農民の家も焼かれるわけです。大体に、近世の一揆がそうなんです。とりわけ、この時期の新制反対一揆といわれるものは、村落規制が厳しくなりました。あるものは、鉄砲でもって一揆に参加させているんです。ですから一揆の最

中には、そこが部落かどうか分からないような遠くの人に参加しているわけです。「あそこ村があるからあそこも動員しよう」ということでやっている時に、部落が入っていたということもあるわけです。そういう意味で、部落の人達が何故、どのようなかたちで参加したのかということを確認に検討しないかぎり、「解放令」反対一揆は存在しないとか、何かの間違いだということを議論はできないわけです。

#### 4、指導者責任論

それから、次に、指導者責任論というのがあります。つまり、士族や富農などが指導したから部落襲撃がおこなわれたのだという説があります。もちろん士族もこの時期の一揆には少なからず参加しているわけですが、今まで調べました限りでは、指導者の中に、かなりの貧農が入っています。決して、富農や士族が指導したからだとは言いきれません。特に、表1の(7)などは、指導者層は一石から五石です。また、史料7に出てきました宇治貞威、夜を徹して部落の人々を捜し出して虐殺した男ですが、彼は持高が二石斗の貧農です。こうした抑圧された人々が差別にのめり込んでゆくメカニズムを説明することなく、指導者にすべての責任を負いかぶせようとするところに、この「指導者責任論」の本質があります。

非常に弱い地域だったんです。青森にはこういう資料もありません。

(史料11) 『松野家記―控の覚下』

明治四年一〇月、此頃、長助支配之者、不残平民に成。併、渡世難成旨にてに困窮す。

つまり、東北、関東の方では、下級警吏への依存度が非常に高くて、逆に皮革だとか農業の基盤が非常に弱いわけです。そのために「解放令」によって下級警吏の仕事が切られると、大変困ったわけです。

次は、埼玉の『諸井家文書』です。

(史料12) 『諸井家文書』

(明治四年九月) 廿二日猶伺出候得ば、御県より御布令区にて当惑致杯、或は岡村肝煎心得違不取計之旨ヲ申合差出候書面御県御出役様へ内々奉御披見候処、名目は元穢多と可相唱と御下知相成候間、其外之儀は是迄之通り身分職業共相動候ても差支無之、不承知ニ候ハ、其方共より

御県へ可奉伺と被申聞、左ニ候ては従太政御官之御布令ニ相振候ては奉恐入候間、再応掛合候得共、町内百姓千参人之者、難法為致、其方共纒<sup>しやうま</sup>ニ四拾参人之者共引立候儀不相成旨被申聞候得共(後略)

「我々を平民同様にして欲しい」と部落の側が要求しま

このようなかたちでの主張は、労働者を含めて、民衆が部落差別(意識)をもつことなどないという議論と関連してくるわけですが、こういう観点からは、中下層民衆が部落問題に対して主体的に関わるという観点を欠落させることになるだろうと思うんです。

#### 九、ま と め

一連の騒擾は、被差別部落の新しい行動(平民としての振舞い、糾弾、屠牛等)への反応からおこっています。したがって賤民制廃止令(「解放令」)反対一揆でなく部落解放反対騒擾と位置づけられます。

こういった被差別部落の実質的解放を求める新しい行動がないところでは一揆は起こっていません。ということでは、これは「解放令」そのものに反対したことではなくて、被差別部落大衆の新しい行動(解放行動へのリアクション)であり、それを抑止しよう、たたきつぶそうとする一揆であったと考えることができます。そういう意味で、これは、本当の意味では「解放令」反対一揆ではなくて、部落解放反対騒擾だと考えるべきだと思うんです。

京都以西で発生した理由なんですが、これは、中部以西では、部落の基盤が非常に弱い、経済的、人口的に見ても

すと、農民の側は、「我々は一〇〇〇人余おる。お前らは四三人ばかりだ。その四三人のために一〇〇〇人を犠牲にするわけにはいかん」ということで軽く要求をけられていくわけです。そういう圧倒的な人数の上での力関係に押されているわけです。

それからこれは、長野の資料です。

(史料13) 塩崎区所蔵「推綴二」

乍恐以書附御總願仕候

(四年)

一去末ノ十二月、我々共平民ニ被成下候様抑被下、一統難有御請申上候、然ル処、是迄御用向相動、其役料として夏秋收納トして初取集来候処、当年は其儀不相成、壹統之もの共扶食ニ差支、必至と難行□、極々困窮ニ陥り候故、堤敷開之、矢代渡舟場下・小柳直々場所境迄被下置候様縫願上候、左候得ハ、粟・稗等植附、壹統之もの共難法相凌、其内開発仕度候間、御一同之御役人中様之御憐愍、前頭之趣聞召被分、幾重ニも御慈悲之御意奉仰候、以上

明治五年

当所平民

五月日

和 蔵

(以下八名略)

これも「解放令」以降、困っているのになんとか生活の道

をたてさせてほしいということをも本村に願ひ出ているわけ  
です。

こういふことだと、とても我々を平民同様に扱ってほ  
しいなどと強い調子ではないえなわけです。

次は、この間の東京都公文書館の資料調査の中で出てき  
た資料です。

(史料14) 『順立帳』明治四年ノ三五

今般穢多非人平民に編入候趣被出候得共、貯金且は産  
業御座候者は、活計之策も可有之候得ども、財金も無之  
ものは無産と相成、当惑仕者数多有之、殊に平民に編入  
候とも、彼等と卒に交和親近之者も無之、中には薦を被  
り道路に打伏候もの所々に相見え(後略)

「解放令」以降、東京では部落の人々が薦をかぶっていな  
ければならない状況が出現したということがわかります。

このように、「解放令」以降も新しい行動をとりようが  
なかったところとして中部以東を考えることができます。  
ですから、そのような新しい行動をたたきつづぶす必要もな  
かったということです。したがって、関東は「解放令」が  
本当に実現されたすばらしいところと考えることはできな  
いだらうと思います。

それから、近畿、大阪はどうかということですが、  
滋賀とか奈良については、分村独立運動が起こっています

す。分村独立運動の評価については平井清隆先生の評価な

どもありますが、独立させられたというのが半面の真実ら  
しいんです。つまり、部落の側も独立したいという要求は  
あるんですが、本村の側は、よけい者を排除して独立させ  
たということになるんです。そして、部落の側は、独立す  
る中で、自分たちの力を貯えていくというかたちをとるわ  
けです。「今は、本村の差別構造には手をつけなない」とい  
う迂回路線をとるわけです。ですから本村の側は、「お前  
らが独立してくれるのならどうってことない」ということ  
ですが、西の方になりますと、直接本村の差別構造に手をつ  
ける、それに対するリアクションとして反対一揆が起  
るということなんです。

大阪については、すこし好意的なところが見えるところ  
もあります。

(史料15) 『近來年代記』

○穢多共平民同様ニ成事

九月四日御ふれニ、是まで町家とハ大ニへたゞり候得  
共、此後平民ニ成ニよつて其よるこび大かたならず。町  
廻るも箱を取をき、せをいに、又ハかごなどをにのうて  
職ニ出る也。中々仕合成事なり。

(中略)

○渡辺村太鼓出る事

要があると思います。  
そして、一年後から三年後に各地の研究を持ちよつてシ  
ンポジウムをひらく、或いは、論文集をつくるということ  
ができないか、またこの問題について各地で研究しつづ、  
部落史、或いは一般の歴史研究に対して、強く問題提起を  
する必要があるんじゃないかと思うわけです。

(近現代史部会)

(各地からの報告)

三好昭一郎 四国の状況については、新しい資料も若干でてき  
ていますので、それを簡単に説明していきたいと思ひます。

大きな問題として、高知市のとりの土佐市から、「大変記」  
という文書ができています。残念ながら、現在のところ誰が記  
録したのか、あるいは、どういう意図でかかれたものかというこ  
とがほとんどわかっていません。今後の研究の課題にしてい  
きたいと思ひます。

記録は、寛永五年(一八五二年)から明治六年(一八七三年)  
までの、比較的短い記録でございます。

その中に非常に重要な問題がございます。今、報告いただきま  
した上杉先生の年表を参考にしながらお聞きいただきたいと思  
ひます。

解放令が出ましたすぐあとなんです、明治四年の冒頭にこん  
な記事があります。

当廿二日ハさま宮祭り、殊ニ此度平民に成し祝として、  
村中太鼓を出しおとりおとりて、其よるこびかきりな  
し。是を見んと町家より行人多し。  
部分的にこのような地域がありますけれども、総体とし  
て、夜明け前の地域、解決が先送りになっている地域、そ  
して部落が決起したところについては、やはりつぶされた  
というのがこの当時の状況ではないかと思うわけです。

以上報告しましたことのこれ以上の追究は、何回か各地  
を歩きましたが、私が大阪にいたこともあり、やはり限界  
があります。特に、部落の被害、農民の意識の経過、指導  
層について詳細な研究をやるうと思ひえ、個別研究として  
やるしかありません。先程、私が岡山のことを少し詳しく  
説明しましたけれども、これは岡山の地域に何回も足を運  
んだということと、岡山の解放研究所の研究が進んでいる  
ということに負うもの以外ではありません。それ以外のと  
ころ、福岡などを除いては、闇の中というのが現状です。  
これらを発掘することは大変重要な意味があると思ひます  
し、また当時の人の生き残りという人はおりませんので、  
その一代、二代あとということになるんですが、その人た  
ちもかなり老化しています。聞き取りをするのも最後の時  
期に入っていて、いつまでも放っておくと証言自身がなく  
なってしまつのではないかと思ひますので、早急にやる必

御役場より(明治の四年ですから県から直接ということではないと思ふんですが)赤岡近在の神職数人に、おおせつけられ(命令)をもらって、十月二十八日(県から解放令が一応触れられたのが、十月十二日になっていきますので、その直後からだと思つて)まで、二夜三日、つまり二晩と三日の間、おはらいと輪敷（注）、これを物部かわらにおいて実施しようという触れを出しておるわけです。非常に残酷な、そしてきわめて過酷な意味をもつおはらいと輪敷をこぞやらしているわけです。

※孝の輪（注）を紙で包み、束ねて輪としたもの(をくぐって抜く)をする。邪神を和める効果を持つとされる(編集部注)。

そういう記事が冒頭にきまして、次に、高知県における御一新の状況に対する農民の側からの評価というものがでてきます。非常に政治そのものが軟弱になっていること、そして、兎にも角にも、色々なかたちでの触れ書が出ておるんですけれども、規則々と出されながら、その執行がほとんどなされておらない。したがって、警察の機構なんか、ほとんど無力化しておりまして、犯罪が起った場合などでも、まったく役人が何もしないというところがあつまして、高知城下、そしてその周辺におきましては、どの家でも、鉄砲とか、あるいは竹槍・刀その他を用意して、それに備えたとあります。そしてある村では、鉄砲を三発発した時には、決められた場所に村民は残らず集合しようというようなことが申しあわされていきます。

ちょうど、そつづいた村民が危機感をもつていた状況の下で、数人のエタが、村の煮売り店にまわりまして、酒・肴をこしらへ

った部落の方が召し捕えられているという処分になっていきます。

それから、赤岡という漁村部落ですが、ここでは石のなげつちあいというかたちで、対立が起つていますが、このことに関しては、具体的な事実とか、その後の経過というものが書かれてはいませんが、その処分についても、同じようにあちこちで「エタ徒党四人半殺し」にし、その上、入牢させているというような処置をとっています。

それから、その他にも「在家とエタとちいさなる喧嘩・口論、諸方に多し」というように書いてありますので、これは当時の高知における一部の記録だけにして、それ以外にも、かなりそうした状況が当時あつたのではないかと考えられます。

また、騒擾とは直接関係ないわけですが、少しメモ書き程度にかかれてあるものの中に、「五年の三月の下旬」とかかれてありますが、「エタ一同苗字名のり、肩に住所・屋号を記し、門札をお上よりつかわれ、札料一五〇匁あておとりたてあり」と、こういうことがメモ書き程度に記されています。住所・屋号を記した、そういう表札をお上から与えられて、その代金として一五〇匁をとりあげたという、今この問題とは直接関係しないものですが、注目しておいていいことではないかと思ひます。

それから、徳島県の史料なんですが、実は今調査中でして、はっきり一揆とか騒擾とかということで扱えられるものは、現在のところでは出てきておりませんが、明治五年の史料で、一つだけ、非常に注目しなければならぬと考えられる史料があります。

て、とにかく出せというところで、つかつかと座敷に上がつていく、それを見た亭主は、それはあんならぬということ、庭にむしろをひいて、とにかく、酒・肴を飲食させています。酔ってくるうちに、これは、解放令がでてきているにもかかわらず、不当だということで、結局、口論になりまして、そして、数人の部落の人々は亭主をなぐりたおしている。そして、出て帰ったわけですが、その連絡を聞いて、誰かが合図の鉄砲を発射しています。そして、大騒動になっていくんですが、戸長(庄屋)などもとりおさえることはできなかったようです。

それで、村民たちは、結局部落襲撃という暴挙に出まして、この記録によりますと、七〇軒あるエタの家を、三軒残して、あとは全て、焼きはらつておられます。そういう、かなり規模の大きい事件に発展しております。

ところが、それに対する役人の処置ですが、集結した農民側に対しては何ら処罰しておりませんで、「エタの徒党入牢」と書かれておられます。何人捕えて入牢させたかという具体的な数字はあがっていませんが、結局襲撃された被害者側のエタが入牢させられているという、非常に差別的な処分をしているわけです。

それから、その年の十二月ですが、これも高知市のすぐ近くの山田というところで商人たちとエタとが対立しております。両方も鉄砲を準備しております。ところが最初に空砲を一発、商人側がうつたために、「エタはくもの子をちうしたように逃げさつた」とかかれてありますが、その事件が起つた翌日、これもあちこちで役人が「エタの徒党をめし捕える」とあり、結局、逃げ去

これは、徳島市のとなりに小松島市というのがありますが、そこからさらに奥に入りまして、山の方に勝浦川という川が流れていまして、そこに旭村というのがあります。この旧番非人とある農家の娘が恋愛関係におちいりまして、それを知つた村の若衆組が、その一家を村八分にすることとを若衆組で決議しております。それを不満ということで一家は戸長に訴えるんですが、戸長は若衆組の肩をもって、村八分は当然という言い渡しをしておられます。そういうことで、家族三人(父親と娘二人)が村外に追放されて、娘二人が子守奉公をしております。ところが、そこまで若衆組は追いかけてきて、そしてこの娘を雇つておる雇い主に圧力をかけて、非人と交つたものということで、結局、解雇させています。それに対して、あまりにも残酷な施策なので、これを一家は訴えておるわけですが、それに対する解答は現在のところ発掘されておられません。

その他、二ヶ所で「氏神に参加させろ」「させない」という形で、若干の問題が起つておられます。こうした事件については、すべて県が介入しておるわけですが、結局県の処置が、まったく氏子への参加を拒否するという態度にでておられます。これに類するところが、今後も具体的な事例として出てくると思ひますので、少しでも多くとりあげながら問題点を深めていきたいと思ひます。

ただ、この年表に関して申しますと、香川県(当時の名東県)の西讃騒動ですが、この騒動につきましても、地図でも現在の香川県の西部だけということになっていきますが、若干、徳島県の三好郡——徳島県の一帯西にあたる部分ですけれども——ここに事

件が波及してきまして、讃岐と同じようなかたちになっております。しかし、部落を直接襲撃したというようなことはなくて、少し解放令反対というような動きがあったんだと伝えられております。まだ資料が出てきておりません。これにつきましても、非常に膨大な資料ですが、池田町史という資料があるんですが、これを丹念に調べていたかと思っております。

充分な資料も用意しておりませんし、走り走り報告することになりませんが、一応これで終わります。

三吉鑑児 今日、上杉先生の方から貴重な資料を出していただいたんですが、福岡の方では松崎武俊さん、紫村一重さん、こういう人たちが、他にも若干の研究は進んでいるかもしれないが、新しい事例はまだあがってきておりません。特に、現在、福岡市の西の方の被差別部落の襲撃の具体的な状況、特に、焼きうちした側、された側の具体的な聞きとりがまだ不十分です。

あともう一つは東の方、嘉穂郡の方からの襲撃状況はいろんな資料にたくさん載っているんですが、西の方からの襲撃の状況が非常に曖昧になっているわけです。どういうふうにも東の状況が西の方へ移っていったのかという経過も明らかになっていません。本間に、これからは、先程上杉先生がおっしゃっておられた課題にとりくむ段階だと思います。

たいへん曖昧な報告ですが、このへんで終わらせていただきます。

若林義夫 それでは、内容というよりも、岡山の状況について申し上げたいと思います。

ものが必要になっていっているのではないかと思っております。

それから、今の報告にあります岡山県の状況ですが、上杉先生とは若干意見が違いますけれども、私も似たしましては、県南部ではなかったというふうにも思っておるわけです。

もちろんこの事件の内容は、伝承を聞きますと、南部でもあったとされていますが、これは「襲撃してくる」といういい伝えだけではいかと考えています。大阪の人権展の時にも私が言いましたが、ある部落では実践可能な大砲をつくっています。これは脅しの大砲ではなくて、よくよく調べましたら、水軍・海軍用の船舶の本格的なものを二門つくって、武装して攻撃に備えるという状況がありました。また、ある南部の部落では、竹槍を用意するといったような状況があります。

そういうことで、南部に於ける組織的な襲撃というものはなく、そこにわたしたちは、洗染一揆の伝統と、南部における社会的な影響とを見逃すことはできないと考えておるところです。

岡山の研究所がこの問題にとりくんだのは、津山の中学校の社会科の教師たちが、副読本を編集した、その中で、この事件を徴兵反対の反権力の闘争と位置づけるということがありました。しかし、そこにあげておる統計資料というものは、明らかに部落民が殺され、部落の家屋が焼きうちされ、こわされているという事実であったわけです。このことを、その副読本では、「不幸な出来事である」とかたずけられておりました。これは、間違いはないか、ということから、岡山の研究所での今日のとりくみが始まったということですが。

ほとんど、襲撃した側では伝承も一切ない、そういう事実があったか、なかったかというものをさえないという状況です。しかし、部落の側では伝聞も含めて強烈な印象として今日も残っております。しかも、「血税一揆」というかたちで一般的に岡山では言われておりますが、部落の側では「エタ征伐」という言い方が使われ、年寄りからかなり若い層まで、「エタ征伐」があったという事実は言い伝えられておるといふことです。

ですから今日、ある地域では、この部落襲撃の先頭に立った人たちが村の集めものをする、寄付金も徴集ものも部落の方からは寄らないという状況が、今なおあるということですが、したがって、襲撃された部落の側では、強烈なものとして今日も伝えられています。襲撃した側では完全に忘れさってしまおうとしているという極端な状況になっております。しかも、事実関係について、正しい、真実に近い伝承が、段々今、失われつつあるということ、上杉さんのおっしゃったような組織的な聞きとりという